

## 蓄熱・電化契約料金表

(高圧で供給を受ける場合)

### 【蓄熱調整契約】

当社の蓄熱調整契約（選択供給条件）の蓄熱単価および割引単価は以下のとおりといたします。

- 1 蓄熱調整契約4（料金）(3)の蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	7円41銭
-----------------	-------

- 2 蓄熱調整契約6（自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）(2)への割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	1,067円00銭
--------------------	-----------

- 3 蓄熱調整契約7（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(4)の割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,739円10銭
---------------------	-----------

### 【電化厨房契約】

当社の電化厨房契約（選択供給条件）3（料金）(3)の割引単価は次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

### 【オール電化割引】

当社のオール電化割引（選択供給条件）3（料金）(3)のオール電化割引率および3（料金）(4)のオール電化割引上限額は以下のとおりといたします。

- 1 オール電化割引率は5パーセントといたします。
- 2 オール電化割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	550,000円00銭
---------	-------------

### 【電化空調割引】

当社の電化空調割引（選択供給条件）4（料金）(3)の割引単価は次のとおりといたします。

電化空調電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

### 【実施期日】

この蓄熱・電化契約料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

### 【料金表の変更】

- 1 当社は、蓄熱調整契約（選択供給条件）2（選択供給条件の変更）、電化厨房契約（選択供給条件）2（選択供給条件の変更）、オール電化割引（選択供給条件）2（選択供給条件の変更）および電化空調割引（選択供給条件）2（選択供給条件の変更）にもとづき、この蓄熱・電化契約料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この蓄熱・電化契約料金表を変更いたします。
- 3 1および2の場合には、契約期間中であっても、蓄熱調整契約の蓄熱単価および割引単価、電化厨房契約の割引単価、オール電化割引のオー

ル電化割引率およびオール電化割引上限額ならびに電化空調割引の割引単価は、変更後の蓄熱・電化契約料金表によります。

#### 【消費税法の改正にともなう経過措置】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については、この蓄熱・電化契約料金表によらず、平成31年4月1日実施の蓄熱・電化契約料金表によります。

